別表十七(一)の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の5 (国 外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例)の 規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債 に係る平均負債残高」の各欄の記載に当たっては、 次によります。
 - (1) 「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残 高1」の欄は、国外支配株主等(措置法第66条の 5第5項第1号に規定する国外支配株主等をいい ます。6(6)において同じです。)に対する負債(同 項第4号に規定する国外支配株主等に対する負債 をいいます。6(1)において同じです。)に係る平 均負債残高(同項第5号に規定する平均負債残高 をいいます。以下2及び6において同じです。) を記載します。
 - (2) 「資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高((3)に該当するものを除く。) 2」の欄は、資金供与者等(措置法第66条の5第5項第2号に規定する資金供与者等をいいます。6(7)において同じです。)に対する負債(同項第4号に規定する資金供与者等に対する政令で定める負債をいいます。6(2)において同じです。)に係る平均負債残高から「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高3」の金額を控除した残額を記載します。
 - (3) 「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高3」の欄は、措置法令第39条の13第1項第1号ロ《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》に掲げる金額(6(2)及び(3)において「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高」といいます。)を記載します。
- 3 「総資産の帳簿価額の平均残高5」の欄は、措置 法令第39条の13第23項第1号に掲げる金額を記載し ます。この場合において、その金額の計算に関する 明細を別紙に記載して添付します。
- 4 「総負債の帳簿価額の平均残高6」の欄は、措置

- 法令第39条の13第23項第2号に掲げる金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 5 「損金不算入額35」の欄は、措置法第66条の5第 4項の規定の適用を受ける場合には、「(28)、(29)、(30) 若しくは(31)又は」を消します。
- 6 内国法人が措置法第66条の5第2項の規定の適用 を受ける場合の記載は、次によります。
 - (1) 「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残 高1」の欄は、国外支配株主等に対する負債に係 る平均負債残高から別表十七(一)付表「7の計」 の金額を控除した残額を記載します。
 - (2) 「資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高((3)に該当するものを除く。) 2」の欄は、資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高及び別表十七(一)付表「12の計」の金額を控除した残額を記載します。
 - (3) 「課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高3」の欄は、課税対象所得に係る保証料等の支払の基因となる負債に係る平均負債残高から別表十七(一)付表「17の計」の金額を控除した残額を記載します。
 - (4) 「総負債に係る平均負債残高13」の欄は、措置法 第66条の5第1項ただし書に規定する総負債に係 る平均負債残高から、別表十七(一)付表「7の計」 の金額、同表「12の計」の金額、同表「17の計」 の金額及び同表「22の計」の金額の合計額を控除 した残額を記載します。
 - (5) 「類似法人の総負債の額19」の欄は、措置法令 第39条の13第10項に規定する事業規模その他の状 況が類似する内国法人の同項に規定する総負債の 額を記載します。
 - (6) 「国外支配株主等に対する負債に係る負債の利子等の額22」の欄は、国外支配株主等に支払う負債の利子等(措置法第66条の5第5項第3号に規定する負債の利子等をいいます。(7)において同じで

- す。)の額から別表十七(一)付表「9の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (7) 「資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額((24)に該当するものを除く。) 23」の欄は、資金供与者等に支払う負債の利子等の額から「課税対象所得に係る保証料等の額24」の金額及び別表十七(一)付表「14の計」の金額を控除した残額を記載します。
- (8) 「課税対象所得に係る保証料等の額24」の欄は、

- 措置法令第39条の13第1項第1号に規定する課税 対象所得に係る保証料等の金額から別表十七(一) 付表「19の計」の金額を控除した残額を記載しま す。
- (9) 「(4) (11) × (3 又は(21)) 26」の欄中、「3」と あるのは、「2」として記載します。
 - (10) 「(13) (9) × (3 又は(21)) 27」の欄中、「3」と あるのは、「2」として記載します。